芦屋市第5期障害福祉計画 (素案)

■【芦屋市民憲章】 ·

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに に憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑を かけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであ ります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

はじめに



平成30年3月

芦屋市長 山中 健

【目次】

注意:「障害者」の「害」表記について

芦屋市では、心のバリアフリーを推進するため、「障害者」等の「害」の字の表記については可能な限りひらがなで表記するか、ほかの言葉で表現しますが、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や固有名詞については変更せずに引き続き「害」の字を使っています。

第1章 計画の背景

1 計画策定の趣旨

芦屋市障害福祉計画は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 (以下「障害者総合支援法」という。)に基づき、国の基本指針に即して障がいのある人の地 域生活や一般就労などの支援に向けて目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等の見 込量の設定やその基盤整備に向けた方策などを定めるものです。

また、平成28年の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援 及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実 施に関する計画(以下「障害児福祉計画」という。)を定めるものとされたため、「芦屋市障 害児福祉計画」を策定します。なお、障害児福祉計画は、障害福祉計画と一体のものとして 作成することができるとされていることから、本市では、今期より「芦屋市障害福祉計画」 と「芦屋市障害児福祉計画」を一体のものとして策定します。

地域共生社会の実現に向け、障がいのある人及び障がいのある児童(以下「障がいのある人等」という。)のニーズ等を踏まえつつ、これからの本市における障がいのある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等に係る平成32年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス及び障がい児通所支援等を計画的に推進するため「芦屋市第5期障害福祉計画」及び「芦屋市第1期障害児福祉計画」(以下「芦屋市第5期障害福祉計画等」という。)を策定します。

障害者総合支援法の基本理念:

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保 及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われる こと。

児童福祉法の基本理念:

児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努め、ひとしくその生活を保障し、 愛護すること。

芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画の基本理念:

障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋

2 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。なお、障がいのある人等の福祉全般に関わる計画として、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」である「芦屋市障害者(児)福祉計画」を策定しており、本計画はそのうち、障がいのある人等の地域生活支援等に係る数値目標に関する事項を定める計画です。

(参考)

● 障害者基本法第 11 条第3項

「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。」

● 障害者総合支援法第88条第1項

「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。」

● 児童福祉法第33条の20第1項

「市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。」

● 第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針(基本理念)

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な 障害福祉計画を作成することが求められています。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援

芦屋市総合計画



芦屋市地域福祉計画

芦屋市障害者(児)福祉計画 芦屋市障害福祉計画 芦屋市障害児福祉計画

芦屋すこやか長寿プラン 21 子育て未来応援プラン「あしや」 芦屋市子ども・若者計画 芦屋市健康増進・食育推進計画 その他各課関係計画

3 計画の策定体制

(1) 学識経験者,市民等による策定体制

計画の策定に当たり、学識経験者、保健・医療関係者、障がい者団体、社会福祉団体等のほか、公募の市民の参画を得て「芦屋市障害福祉計画策定委員会」を組織し、第5期障害福祉計画等の内容の検討を行いました。

(2) 庁内検討体制

庁内においては「芦屋市障害福祉計画推進本部」を組織し、検討を行いました。

(3) アンケート調査、事業所インタビューの実施

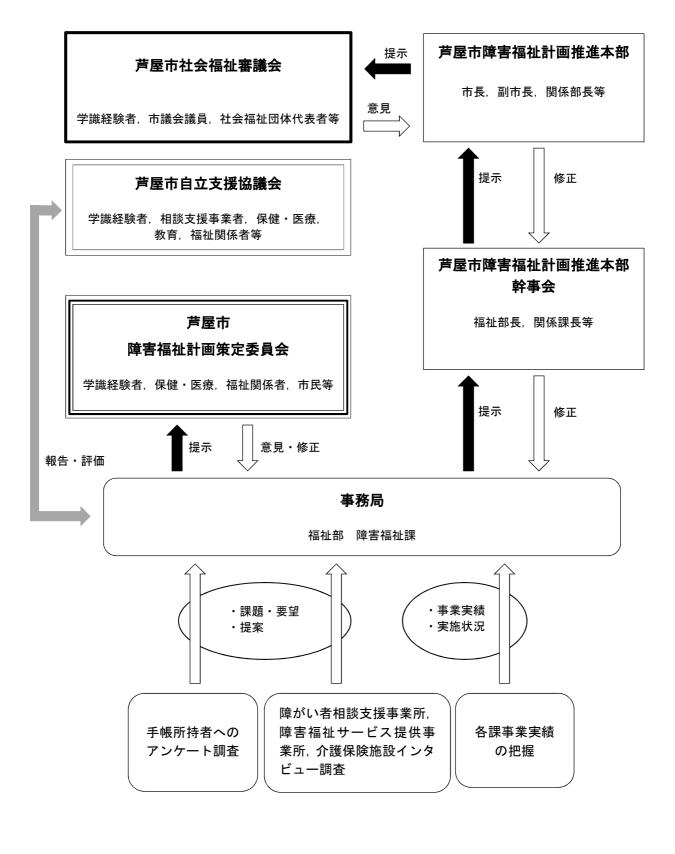
計画の策定に当たり、その基礎資料とするため、障がい者手帳所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

また、障がい者相談支援事業所、障がい福祉サービス提供事業所及び介護保険施設にインタビュー調査を実施し、現状や課題の把握を行いました。

(4) 事業実績,実施状況の把握と検証

前期計画の事業実績、実施状況を把握し、計画の評価機関である芦屋市自立支援協議会において意見をいただきました。

【計画の策定体制】



4 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化や法制度の改正、第 4 次芦屋市総合計画など関連計画の見直しが行われ、計画内容に変更の必要性が生じた場合は、計画期間中であっても適宜、必要な見直しを行うものとします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度						
	芦屋市障害者(児)福祉計画 第6次中期計画										
第 4 期障害福祉計画 第 5 期障害福祉計画											
			第	1 期障害児福祉計	画						

5 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号)として、平成28年6月3日に公布されました。一部の規定を除き平成30年4月1日から施行することとされています。

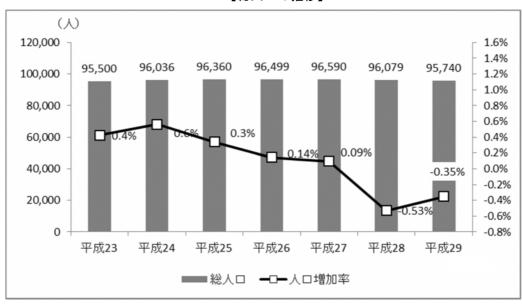
主に、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるような支援・サービスの充実と見直し、障がいのある児童の支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等、の3点について改正されています。

第2章 芦屋市の現状

1 芦屋市の人口の状況

芦屋市の総人口の推移をみると、総人口は微増傾向で推移してきましたが、平成 26 年からは概ね横ばいで推移しており、平成 28 年以降は微減となっています。年齢区分別に人口の推移をみると、「65 歳以上」人口は増加傾向となっており、高齢化率は平成 29 年で 28.0%となっています。一方、「0~14 歳」人口の比率は平成 26 年から微減傾向にあり、平成 29年は 13.0%となっています。

【総人口の推移】



(人) 平成23 平成24 平成25 平成26 平成27 平成28 平成29 総人口 95,500 96,036 96,360 96,499 96,590 96,079 95,740 0~14歳 12,955 13,017 13,009 12,915 12,842 12,621 12,412 15~64歳 60,701 60,386 59,543 58,573 57,944 57,114 56,549 65歳以上 25.804 26.344 21,844 22.633 23,808 25,011 26,779 比率 0~14歳 13.6% 13.6% 13.5% 13.4% 13.0% 13.3% 13.1% 15~64歳 63.6% 62.9% 61.8% 60.7% 60.0% 59.4% 59.1% 24.7% 25.9% 26.7% 28.0% 65歳以上 22.9% 23.6% 27.4%

資料:住民基本台帳·外国人登録人口 各年3月末日現在

※割合(%)表示している場合は、小数点2位(極小の変化の場合は3位)以下を四捨五入した表示としている関係から、割合を足し合わせても100%とならない場合があります

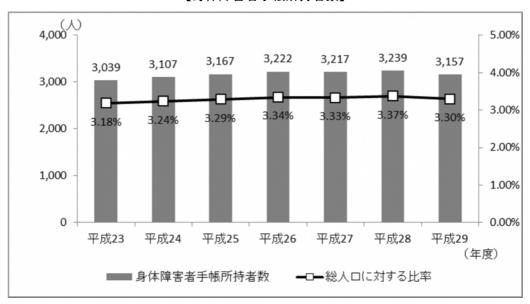
2 障がい者手帳所持者数の推移

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成 28 年度が最も多く、平成 29 年度は 3,157 人と減少しています。総人口に対する比率は横ばい傾向にあり、平成 29 年度は 3.30%となっています。

年齢区分別でみると、「18歳未満」の手帳所持者数については、平成29年度は47人となっており、横ばい傾向にあります。一方、「18歳以上」については平成28年度は増えていますが、平成29年度は3,110人と減少しています。

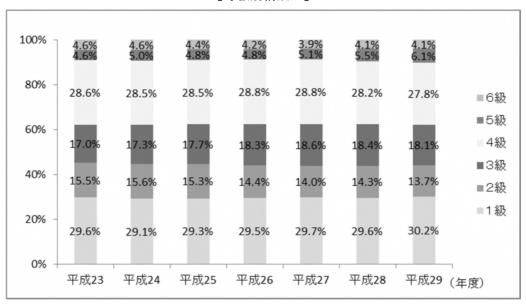
【身体障害者手帳所持者数】



								(人)
		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
総数		3,039	3,107	3,167	3,222	3,217	3,239	3,157
	18歳未満	45	46	46	46	47	46	47
	18歳以上	2,994	3,061	3,121	3,176	3,170	3,193	3,110

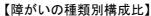
身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移をみると、平成 27 年度から横ばい傾向にあります。 平成 29 年度については、『重度』(「1級」と「2級」の合計)が 43.9%、『中度』(「3級」と「4級」の合計)が 45.9%、『軽度』(「5級」と「6級」の合計)が 10.2%となっています。

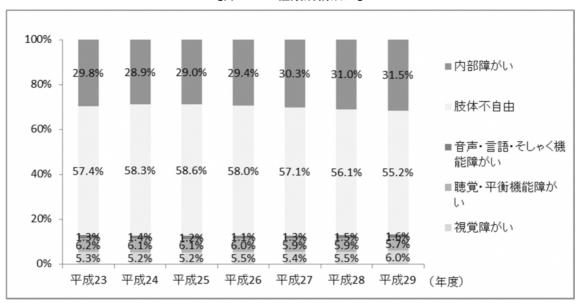
【等級別構成比】



(人) 平成29 平成23 平成24 平成25 平成26 平成27 平成28 総数 3,107 3,039 3,167 3,222 3,217 3,239 3,157 1級 2級 3級 4級 5級 6級

一方、障がいの種類別構成比の推移をみると、「肢体不自由」が全体の約6割、「内部障がい」が約3割、それ以外を合わせて約1割で推移してきていますが、「肢体不自由」がやや減少傾向にあり、「視覚障がい」や「音声・言語・そしゃく機能障がい」の割合がやや増加しています。

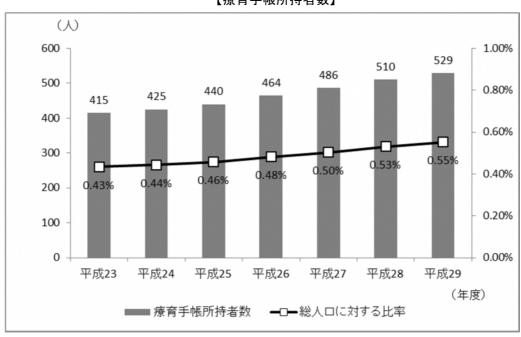




(人) 平成23 平成24 平成25 平成26 平成27 平成28 平成29 総数 3,107 3,167 3,222 3,157 3,039 3,217 3,239 視覚障がい 174 189 165 176 179 162 163 聴覚・平衡機能障がい 194 180 187 189 193 191 192 音声・言語・そしゃく機能障がい 47 49 40 44 37 36 41 肢体不自由 1,743 1,812 1,817 1,744 1,855 1,868 1,836 内部障がい 917 906 899 948 975 1,004 996

(2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は一貫して増加傾向で推移しており、平成 29 年度で 529 人となっています。 「18 歳未満」は平成 27 年度からは微増、「18 歳以上」は大きく増加しています。また、総人口 に対する比率も増加傾向であり、平成 29 年度は 0.55%となっています。

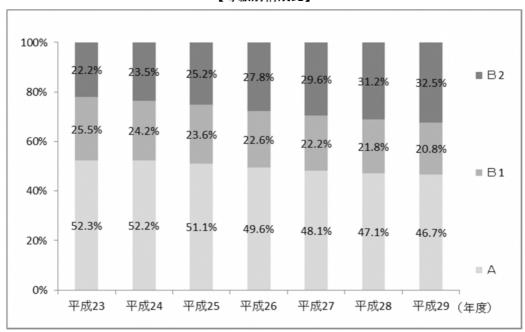


【療育手帳所持者数】

								(人)
		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
総数		415	425	440	464	486	510	529
	18歳未満	137	137	145	163	162	170	179
	18歳以上	278	288	295	301	324	340	350

等級別構成比の推移をみると、「A(重度)」及び「B1(中度)」の割合が微減し、「B2(軽度)」の割合が増加しています。

【等級別構成比】

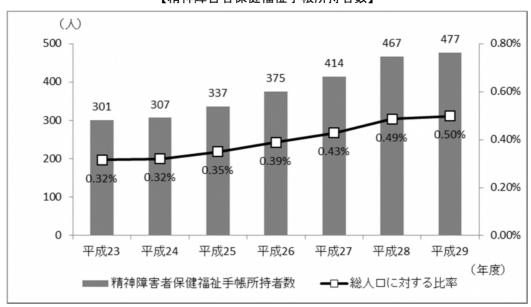


(人) 平成26 平成28 平成29 平成23 平成24 平成25 平成27 総数 B1 B2

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成 29年度では 477 人となっています。また、総人口に対する手帳所持者数の比率も増加傾向にあり、平成 29 年度で 0.50%となっています。

なお、精神障がいのある人について、自立支援医療(精神通院)の受給者数でみると、手帳所持者数よりも多く、平成27年度以降1,000人を超え、平成29年度は1,085人となっています。

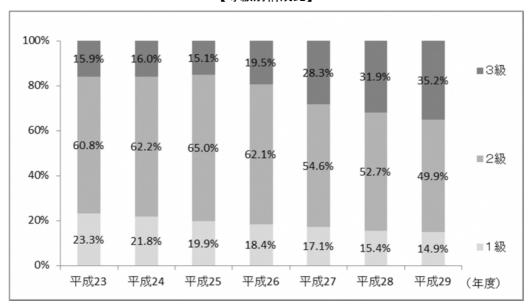


【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

							(人)
	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
精神障害者保健福祉手帳	301	307	337	375	414	467	477
自立支援医療(精神通院)	730	735	794	911	1,123	1,044	1,085

等級別構成比の推移をみると、「1級(重度)」及び「2級(中度)」の割合は減少し、「3級(軽度)」の割合は大きく増加しています。

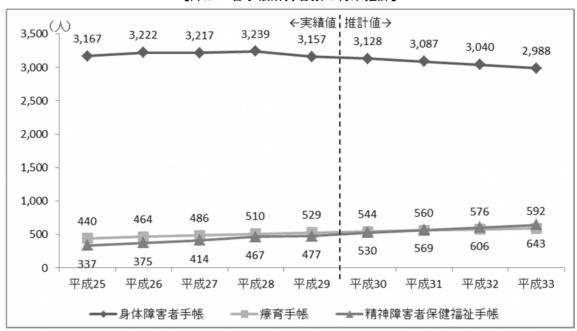
【等級別構成比】



(人) 平成24 平成29 平成23 平成25 平成26 平成27 平成28 総数 1級 2級 3級

(4) 障がい者手帳所持者数の将来推計

人口の動きについて前期計画期間に変化があり、見直す必要があることから将来人口を再推計しています。障がい者手帳所持者数の将来推計では、身体障がい者手帳所持者は平成 25 年度から減少傾向にあることを受けて計画期間中減少していきます。一方、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は、人口減を受けて伸び率は減少しますが、それぞれの手帳所持者数が前期計画期間に増加していることを受けて、計画期間中は増加していく結果となります。



【障がい者手帳所持者数の将来推計】

	手帳所持者数推計	各年度4月1日現在	←実績値	推計値→
--	----------	-----------	------	------

		平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33
身体	本障害者手帳	3,167	3,222	3,217	3,239	3,157	3,128	3,087	3,040	2,988
	増減率	ı	1.7%	-0.2%	0.7%	-2.5%	-0.9%	-1.3%	-1.5%	-1.7%
	0~17歳	46	46	47	46	47	46	46	45	45
	18歳以上	3,121	3,176	3,170	3,193	3,110	3,082	3,041	2,995	2,943
療育	育手帳	440	464	486	510	529	544	560	576	592
	増減率	ı	5.5%	4.7%	4.9%	3.7%	2.8%	2.9%	2.9%	2.8%
	0~17歳	145	163	162	170	179	181	185	189	192
	18歳以上	295	301	324	340	350	363	375	387	400
精补	伸障害者保健福祉手帳	337	375	414	467	477	530	569	606	643
	増減率	_	11.3%	10.4%	12.8%	2.1%	11.1%	7.4%	6.5%	6.1%

[※]総人口は、各年度末現在の年齢別住民基本台帳人口の実績値より、コーホート変化率法により毎年度の推計人口を算出しています

[※]手帳所持者数の推計値は、実績値/年齢人口で出現率を算出し、それを年齢別将来推計人口に乗じて算出しています

3 障がいのある児童の就学状況

(1) 特別支援学級・通級指導教室への就学状況

平成 29年5月時点の特別支援学級・通級指導教室への就学状況をみると、特別支援学級については小学校で 58 人、中学校で 25 人となっており、平成 27 年と比較すると小学校・中学校ともに増加しています。一方、通級指導教室については、小学校で 19 人、中学校で4人が対象となっており、小学校では大きく増加しています。

【特別支援学級・通級指導教室への就学状況】

小学校における推移 (学級,人)

1 1 M1-0017 @1E12	1 121 -0017 01E12								
	_		学級数			児童数			
		平成27	平成28	平成29	平成27	平成28	平成29		
特別支援学級	知的障がい	8	8	8	24	25	23		
	自閉・情緒障がい	7	8	8	19	24	25		
	肢体不自由	4	5	5	6	6	7		
	弱視	0	1	1	0	1	1		
	難聴	1	1	1	1	1	1		
	病弱	0	1	1	0	1	1		
	合計	20	24	24	50	58	58		
通級指導教室	学習障がい・注意欠陥 多動性障がい等	2	2	2	11	13	19		

中学校における推移 (学級、人)

1 1 1X1 =00.7 @ 1E 12	1 1/2(-05)7 (01)(-19)								
			学級数			児童数			
		平成27	平成28	平成29	平成27	平成28	平成29		
特別支援学級	知的障がい	4	2	4	12	9	17		
	自閉・情緒障がい	2	2	2	6	9	6		
	肢体不自由	2	2	2	3	2	2		
	弱視	1	0	0	1	0	0		
	難聴	0	0	0	0	0	0		
	病弱	0	0	0	0	0	0		
	合計	9	6	8	22	20	25		
通級指導教室	学習障がい・注意欠陥 多動性障がい等	1	1	1	5	2	4		

資料:教育委員会 各年5月1日現在

(2) 特別支援学校への就学状況

平成29年5月時点の特別支援学校への就学状況をみると、「知的障がい」については、41人となっており、近年大きな変化はありません。また、「視覚」「聴覚」「肢体不自由」については、就学はありません。主な就学先としては、兵庫県立芦屋特別支援学校、伊丹市にある兵庫県立阪神昆陽特別支援学校へ就学しています。

【特別支援学校への就学状況】

(人)

		視覚	聴覚	知的障がい	肢体不自由		
	平成27	0	0	0	0		
保•幼稚部	平成28	0	0	0	0		
	平成29	0	0	0	0		
	平成27	0	0	6	0		
小学部	平成28	0	0	7	0		
	平成29	0	0	6	0		
	平成27	0	0	12	0		
中学部	平成28	0	0	10	0		
	平成29	0	0	12	0		
	平成27	0	0	23	0		
高等部	平成28	0	0	25	0		
	平成29	0	0	23	0		
	平成27	0	0	41	0		
合計	平成28	0	0	42	0		
	平成29	0	0	41	0		

資料:教育委員会 各年5月1日現在

(3) 医療的ケアの必要な児童の状況

平成 29 年 10 月時点の医療的ケアの必要な児童($O\sim18$ 歳)は、呼吸器装着 1 人、導尿 4 人、胃ろう 2 人、気管切開 1 人となっています。年齢や必要とされる医療的ケアの種類は、ばらつきが見られます。

【医療的ケアの必要な児童の状況】

(人)

	就学前	小学部	中学部	16~18歳				
呼吸器装着	1	0	0	0				
導尿	4	0	0	0				
胃ろ う	0	2	0	0				
気管切開	0	0	0	1				

資料:障害福祉課 平成 29 年 10 月現在

4 障がいのある人の求職状況

平成29年10月時点の西宮公共職業安定所における市内在住者の登録状況をみると、「身体障がいのある人」が126人、「知的障がいのある人」が91人、「精神障がいのある人」が128人、「発達障がいのある人」が2人、「難病のある人」が2人となっています。

「就業中」の状況をみると、「身体障がいのある人」が 78 人で 61.9%、「知的障がいのある人」 が 64 人で 70.3%、「精神障がいのある人」が 65 人で 50.8%となっており、登録者に占める就業中の割合については、「身体障がいのある人」「知的障がいのある人」は 6 割を超えています。

一方,「精神障がいのある人」については,「求職中」が 46 人で 35.9%となっており, ほかの障がいと比べ高い値となっています。

なお、「発達障がいのある人」「難病のある人」については、登録者数としては少ないですが、今 後増えていくことが見込まれています。

【市内在住者の登録状況】

	就	就業中		哉中	保証	21中	登録者
	人	%	人	%	人	%	人
身体障がいのある人	78	61.9%	30	23.8%	18	14.3%	126
知的障がいのある人	64	70.3%	22	24.2%	5	5.5%	91
精神障がいのある人	65	50.8%	46	35.9%	17	13.3%	128
発達障がいのある人	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	2
難病のある人	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	2
合計	208	59.6%	101	28.9%	40	11.5%	349

資料:西宮公共職業安定所 平成 29 年 10 月現在

[※]登録者のうち、「就業中」は現在就業している人、「求職中」は仕事が見つからない人、「保留中」は病気や 障がいの悪化などの理由により職業紹介の対象にならない方をそれぞれ表しています

5 65歳以上の障がいのある人の介護保険サービスへの移行状況 について

65歳以上の障がいのある人について介護保険サービスへ移行した人数をみると、平成27年度は一部の移行にとどまり、平成28年度以降、移行者は0人となっています。

介護保険サービスへの移行対象となる人数は、今後も一定数が見込まれ、少ないながらも丁寧な 対応が求められると考えられます。

【65歳以上の障がいのある人の介護保険サービスへの移行状況】

←実績値 見込値→ (人) 平成27 ___ 平成32 平成28 平成29 平成31 平成30 ____ 身体障害者手帳所持者 2 移行者 4 0 0 療育手帳所持者 0 0 1 0 0 移行者 0 0 0 3 精神障害者保健福祉手帳所持者: 4 2 3 0 2 自立支援医療受給者 移行者 0

資料:障害福祉課 平成29年10月現在

[※]複数手帳所持者もいるため延べ人数

[※]現在の利用サービスが、同行援護、就労系サービス、施設入所、療養介護の人数は除く

第3章 障がい福祉サービス等の現状

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

居宅介護を含む訪問系サービスの実績値は、計画値を大きく上回っており、中でも同行援護の利用時間数が平成 27 年度と比較して大きく伸びていることから、視覚障がいのある人の社会参加の機会が増加していると考えられます。

【訪問系サービスの実績値・計画値の比較】

			平原	戊26	平原	戈27	平原	
			実績	計画	実績	計画	実績	計画
訪	問系サービス	人/月	128	117	141	137	139	145
		時間/月	3,124	2,690	3,878	3,266	3,977	3,584
	居宅介護	人/月	107		119		115	
		時間/月	1,610		1,794		1,801	
	重度訪問介護	人/月	6		7		7	
		時間/月	1,277		1,773		1,759	
	同行援護	人/月	15		15		17	
		時間/月	237		311		417	
	行動援護	人/月	0		0		0	
		時間/月	0		0		0	
	重度障害者等包括支援	人/月	0		0		0	
		時間/月	0		0		0	

[※]数値は年間利用量の月平均値

^{※「}人/月」は1月当たりの利用人数の平均を、「時間/月」は1月当たりの総利用時間数を表します

(2) 日中活動系サービス及び訓練・就労系サービス

日中活動系サービスの生活介護、療養介護は、ほぼ計画通りに推移しています。

訓練・就労系サービスの就労移行支援, 就労継続支援A型が大きく伸びており, 一方で就 労継続支援B型が計画値を下回っています。第4期計画では生活介護から就労継続支援B型 への移行が見られましたが, さらに一般就労への意欲が強まっていると考えられます。

【日中活動系サービス及び訓練・就労系サービスの実績値・計画値の比較】

		平原	戈26	平原	戈27	平原	戈28
		実績	計画	実績	計画	実績	計画
生活介護	人/月	142	160	146	143	150	144
	日/月	2,845	2,972	2,898	2,966	2,953	2,987
自立訓練(機能訓練)	人/月	2	0	2	3	1	3
	日/月	26	0	25	51	18	51
自立訓練(生活訓練)	人/月	5	4	6	6	8	6
	日/月	105	101	126	127	119	127
就労移行支援	人/月	13	15	17	12	17	12
	日/月	219	244	307	193	321	193
就労継続支援(A型)	人/月	29	17	41	29	47	32
	日/月	545	266	741	568	821	627
就労継続支援(B型)	人/月	81	74	81	89	88	98
	日/月	1,338	1,284	1,347	1,506	1,498	1,658
療養介護	人/月	5	4	6	5	6	5
短期入所	人/月	32	23	35	34	38	36
	日/月	203	141	215	223	218	236

[※]数値は年間利用量の月平均値

^{※「}人/月」は1月当たりの利用人数の平均を、「人日/月」は1月当たりの平均延べ利用日数を表します

2 居住系サービス及び指定相談支援(サービス等利用計画作成)

計画相談支援については、100%の方に導入済です。ただし、各個人の状況に応じてモニタリング期間を設定しているため、計画数値に届いていません。

地域移行支援については、芦屋健康福祉事務所、芦屋市障がい者基幹相談支援センターと ともに平成27年度から芦屋市精神障がい者地域移行推進連絡会議を立ち上げており、地域 移行支援の促進をさらに図っていきます。

地域定着支援についても、地域生活支援拠点等に設置予定の24時間相談窓口を活用する 等、体制整備を進めていきます。

平成26 平成27 平成 宝结 | 計画 | 宝结 | 計画 | 宝结 |

【居住系サービス及び指定相談支援の実績値・計画値の比較】

			半月	灭26	半月	瓦27	半月	瓦28
			実績	計画	実績	計画	実績	計画
居	住系サービス							
	共同生活援助	人/月	37	46	37	39	41	43
	施設入所支援	人/月	69	74	66	68	67	66
指	定相談支援							
	計画相談支援	人/月	101	367	124	197	121	267
	地域移行支援	人/月	0	5	0	3	0	6
	地域定着支援	人/月	0	1	0	1	0	2

[※]数値は年間利用量の月平均値

3 障がい児支援

障害児相談支援事業は 100%の方に導入済です。児童発達支援は、利用人数は横ばいですが、利用日数は増加傾向です。また、放課後等デイサービスは、事業所数の増加に伴い、利用する障がいのある児童数も年々増加しています。

【障がい児支援の実績値・計画値の比較】

		平成26	平原	戊27	平瓦	 ጀ28
		実績	実績	計画	実績	計画
章害児相談支援 人/月		44	39	35	39	26
児童発達支援	人/月	39	39	37	39	41
	人日/月	357	338	399	374	442
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	64	79	33	112	35
	人日/月	528	652	286	907	306
保育所等訪問支援 人/月		0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0

[※]数値は年間利用量の月平均値

[※]平成26年度は児童福祉法上のサービスの計画を立てる必要がなかったため、計画数値はありません

4 地域生活支援事業

(1) 必須事業

① 相談支援事業

自立支援協議会は、平成28年度から開催回数を2回から3回とし、地域の課題解 決への取り組みを検討し、障がいのある人の支援体制の整備に努めています。

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援体制の強化に向け、人材育成、事業所への研修等を行っています。また、基幹相談支援センター等機能強化事業において、阪神南障害者就業・生活支援センター内に芦屋市担当の就労支援員を常勤で配置し、就労促進を図っています。

【相談支援事業の実績値・計画値の比較】

			平月	ξ 26	平成	27	平成	₹28
			実績	計画	実績	計画	実績	計画
	障害者相談支援事業	箇所	4	5	4	4	4	4
+D=火士+平古**	自立支援協議会	箇所	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業	基幹相談支援センター	箇所	設置	設置	設置	設置	設置	設置
	基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用促進法が平成28年に施行されたことを受け、成年後見制度の周知等に努めることで、利用者が多くなってくると考えられます。

【成年後見制度利用支援事業の実績値・計画値の比較】

		平月	戊26	平月	ζ27	平月	戈28
		実績	計画	実績	計画	実績	計画
成年後見制度利用支援事業	件/年	2	2	3	3	3	4

③ 意思疎诵支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚障がいのある人が医療機関を利用する際や学校での福祉 学習、市が主催するイベントなど必要に応じて手話通訳者、要約筆記者等派遣を行っ ています。

手話通訳設置事業については、障害福祉課に手話通訳者を 1 名設置しています。

【意思疎通援事業の実績値・計画値の比較】

			平瓦	戈26	平月	戈27	平成	₹28
			実績	計画	実績	計画	実績	計画
意思疎通支援	手話通訳設置事業	人/年	1	1	1	1	1	1
事業	手話通訳者•要約筆記者派遣事業	人/年	201	252	247	204	258	210

④ 日常生活用具給付等事業

自立生活支援用具は、見込量を大きく下回る実績となっていますが、毎年一定数の 利用があります。在宅療養等支援用具、情報・意志疎通支援用具、排泄管理支援用具 は、見込量を上回る実績となっています。

【日常生活用具給付等事業の実績値・計画値の比較】

			平成	26	平月	ξ 27	平成	28
			実績	計画	実績	計画	実績	計画
	介護訓練支援用具	件/年	5	2	5	4	3	4
	自立生活支援用具	件/年	6	17	10	25	12	31
日常生活用具	在宅療養等支援用具	件/年	18	13	15	16	28	18
給付等事業	情報·意思疎通支援用具	件/年	36	19	27	20	26	20
	排泄管理支援用具	件/年	1,143	1,116	1,051	1,065	1,127	1,070
	住宅改修費	件/年	2	2	2	2	0	2

⑤ 手話奉仕員養成研修事業

平成27年度より手話奉仕員養成研修事業を実施し、11人が手話奉仕員として登録されています。今後、手話奉仕員の活躍の場が必要となってきます。

【手話奉仕員養成研修事業の実績値・計画値の比較】

		平月		平月	戊27	平原	 ኒ28
		実績	計画	実績	計画	実績	計画
手話奉仕員養成研修事業	人/年			11	15		

⑥ 移動支援事業

移動支援事業は、利用人数は増加していますが、計画相談支援の利用により、移動 支援を利用した余暇活動以外の日中活動の利用が増えたことで、1人当たりの利用時 間数は減少しています。

【移動支援事業の実績値・計画値の比較】

		平成26		平成27		平成28	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画
投料 十坪市 **	時間/年	37,416	30,434	36,810	42,113	39,641	47,672
移動支援事業	人/年	112	90	172	118	188	123

⑦ 地域活動支援センター

地域活動支援センターの実利用者数には大きな変化はありませんが、市外の地域活動支援センターの利用が増えたことで、実績値が増加しています。

【地域活動支援センターの実績値・計画値の比較】

			平成	τ 26	平成	₹27	平成	₹28
			実績	計画	実績	計画	実績	計画
14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.1	I型	箇所	1	1	1	1	1	1
地域活動支援	Ⅱ型	箇所	1	0	1	1	2	1
センター	Ⅲ型	笛所	3	2	6	3	6	3

(2) 任意事業

日中一時支援事業は、放課後等デイサービスを利用する障がいのある児童が増えて おり、減少傾向にあります。

生活訓練等事業については、平成27年度と比較して訓練回数は減少していますが、 障がい児機能訓練の利用者は年々増加し、計画値を上回っています。

【任意事業の実績値・計画値の比較】

		平瓦	ኒ 26	平月	ζ27	平月	ξ 28
		実績	計画	実績	計画	実績	計画
訪問入浴サービス事業	回/年	65	78	89	83	116	105
更生訓練費給付事業	人/年	13	4	19	5	19	5
自動車運転免許取得費助成事業	人/年	0	1	2	1	1	2
自動車改造費助成事業	人/年	2	2	0	2	1	2
日中一時支援事業	回/年	2,014	2,485	1,865	2,878	1,525	3,012
口中一时又饭事未	人/年	61	42	55	86	55	90
上	回/年	1,577	1,420	1,693	1,687	1,636	1,735
生活訓練等事業	人/年	176	60	205	175	211	176

5 アンケート調査の結果

■ 調査の目的

本調査は、芦屋市第5期障害福祉計画等の策定に当たり、障がい福祉サービスの利用実態や障がい福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料とすることを目的として実施しました。

■ 回収結果

調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率		
1, 370	761 (うちメール回答5)	55.5% (前回 46.8%)		

[※]芦屋市在住(居住地特例含む)で 65 歳未満の障がい者手帳(身体障害者手帳,療育手帳,精神障害者保健福祉手帳)所持者の中から無作為に抽出しています。

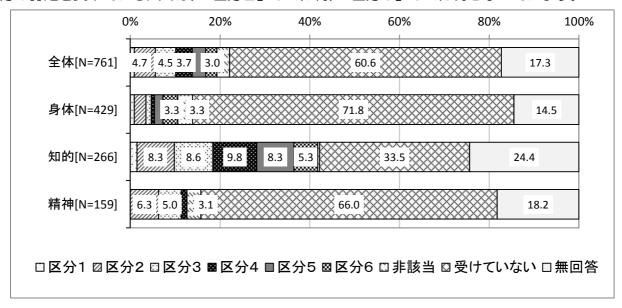
※平成 29 年 1 月に郵送による配布・回収方法で実施。回収については、郵送のほか本調査専用ホームページを構築し、調査票ファイル(Microsoft Word)をダウンロードして回答を入力・保存後、メールで事務局に送信する方法の2種類で実施。

■ 注意点

- ◆ 回答は、各質問の回答者数(N)を基数とした百分率(%)で示しています。小数点第 2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。
- ◆ 複数回答の質問は、回答比率の合計が100.0%を超えます。
- ◆ 図表中,帯グラフでは,表示が煩雑になるため,3.0%未満の比率については数値表示 を省略しています。
- ◆ 図表中,「N=」と表示されている数値は回答者数,それ以外の数値は回答比率の百分率 (%)です。表示が煩雑になるため,%等の単位表示は省略しています。
- ◆ 図表中、表示が煩雑になることを避けるため、身体障害者手帳所持者は「身体」、療育 手帳所持者は「知的」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「精神」と表記しています。 なお、重複手帳所持者がいるため、各手帳所持者数の合計は全体の回答者数を超えて います。
- ◆ グラフ及び表のN数 (nunber of case) は有効標本数 (集計対象者総数) を表しています。

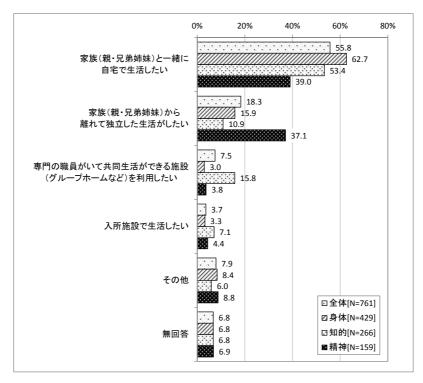
■障がい支援区分

障がい支援区分の認定は、区分の認定を「受けていない」人が60.6%となっています。区分の認定を受けている人では、「区分2」が4.7%、「区分3」が4.5%となっています。



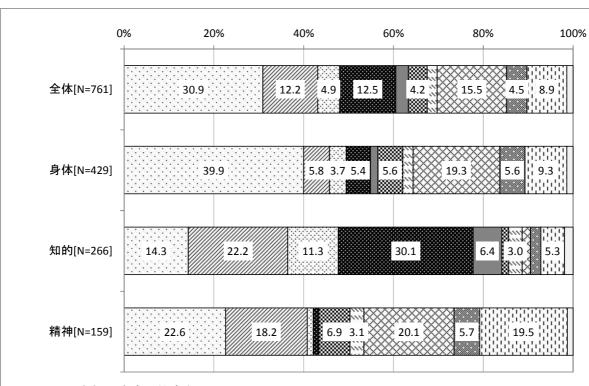
■将来生活したい場所

自分の希望がかなうとするなら、どのような場所で生活をしてみたいか聞いたところ、「家族(親・兄弟姉妹)と一緒に自宅で生活したい」が55.8%、「家族(親・兄弟姉妹)から離れて独立した生活がしたい」が18.3%となっています。精神障がいのある人は、「家族(親・兄弟姉妹)から離れて独立した生活がしたい」を希望する割合が高くなっています。



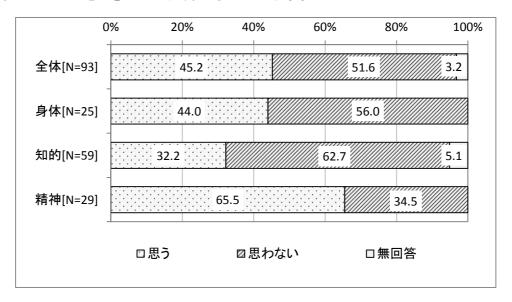
■平日の日中の主な過ごし方

平日,日中の主な過ごし方は、「会社や自宅で仕事をしている」が30.9%、「家の家事などをしている」が15.5%、「学校(小中学校、高校、大学、専門学校など)に通っている」が12.5%となっています。身体障がいのある人は、「会社や自宅で仕事をしている」が39.9%、「家の家事などをしている」が19.3%、知的障がいのある人は「学校(小中学校、高校、大学、専門学校など)に通っている」が30.1%、「仲間と一緒に施設などで仕事をしている(就労訓練含む)」が22.2%、精神障がいのある人では、「会社や自宅で仕事をしている」が22.6%、「家の家事などをしている」が20.1%となっています。また、「特に何もしていない」の割合が精神障がいのある人では他の障がい種別に比べ高くなっています。



- □会社や自宅で仕事をしている
- ☑仲間と一緒に施設などで仕事をしている(就労訓練含む)
- □介護や機能訓練、生活訓練などを受ける施設などで生活している、または通っている
- ■学校(小中学校、高校、大学、専門学校など)に通っている
- ■保育所、幼稚園、障がい児通園施設などに通っている
- 図病院に通っている(リハビリ, デイケアなど)
- □同じ障がいのある人たち同士の活動・集まりに通っている
- △家の家事などをしている
- ■その他
- □特に何もしていない
- □無回答

平日,日中の過ごし方で,「仲間と一緒に施設などで仕事をしている(就労訓練含む)」と回答した人に,一般就労(一般企業などで働く)の希望を聞いたところ,「思わない」が51.6%,「思う」が45.2%となっています。知的障がいのある人では「思わない」が62.7%,精神障がいのある人では「思う」が65.5%となっています。



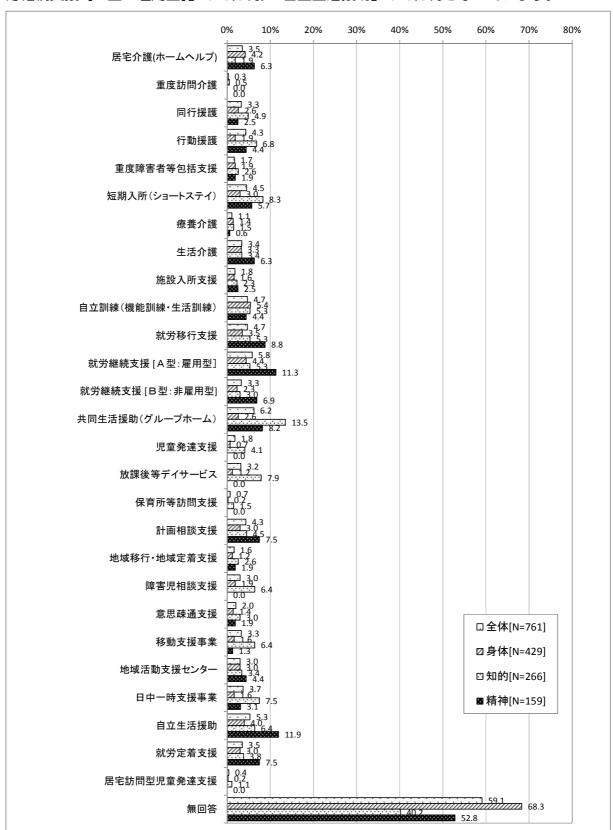
■現在利用しているサービス(複数回答)

現在利用しているサービスは、障がい支援区分の認定を受けている人では、「計画相談支援」が37.2%、「移動支援事業」が35.7%、「短期入所(ショートステイ)」26.4%、「生活介護」が25.6%となっています。17歳以下では、「放課後等デイサービス」が45.8%、「日中一時支援事業」と「児童発達支援事業」がそれぞれ16.8%となっています。

			18歳以上で支援区分の認定を受			けている人
	全体	17歳以下	認定者 全体	18~39歳	40~59歳	60~64歳
N=	761	107	129	65	53	11
居宅介護(ホームヘルプ)	6.3	0.9	22.5	16.9	22.6	54.5
重度訪問介護	0.5		1.6	1.5	1.9	0.0
同行援護	1.7	0.0	4.7	6.2	3.8	0.0
行動援護	1.6	0.0	5.4	6.2	5.7	0.0
重度障害者等包括支援	0.7	0.0	0.8	0.0	0.0	9.1
短期入所(ショートステイ)	6.2	4.7	26.4	38.5	13.2	18.2
療養介護	0.7		1.6	1.5	1.9	0.0
生活介護	5.9		25.6	30.8	20.8	18.2
施設入所支援	4.5		13.2	4.6	24.5	9.1
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	2.5		7.8	7.7	9.4	0.0
就労移行支援	1.3		2.3	3.1	1.9	0.0
就労継続支援 [A型:雇用型]	3.8		3.1	3.1	1.9	9.1
就労継続支援 [B型:非雇用型]	6.3		18.6	18.5	22.6	0.0
共同生活援助(グループホーム)	1.8		7.8	6.2	11.3	0.0
児童発達支援	2.5	16.8				
放課後等デイサービス	6.6	45.8				
保育所等訪問支援	0.0	0.0				
地域移行·地域定着支援	0.1		0.8	1.5	0.0	0.0
計画相談支援	12.0	14.9	37.2	41.5	32.1	36.4
意思疎通支援	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0
移動支援事業	8.5	7.5	35.7	56.9	13.2	18.2
地域活動支援センター	2.8		5.4	9.2	1.9	0.0
日中一時支援事業	5.0	16.8	14.0	27.7	0.0	0.0
無回答	59.0	34.6	6.2	4.6	5.7	18.2

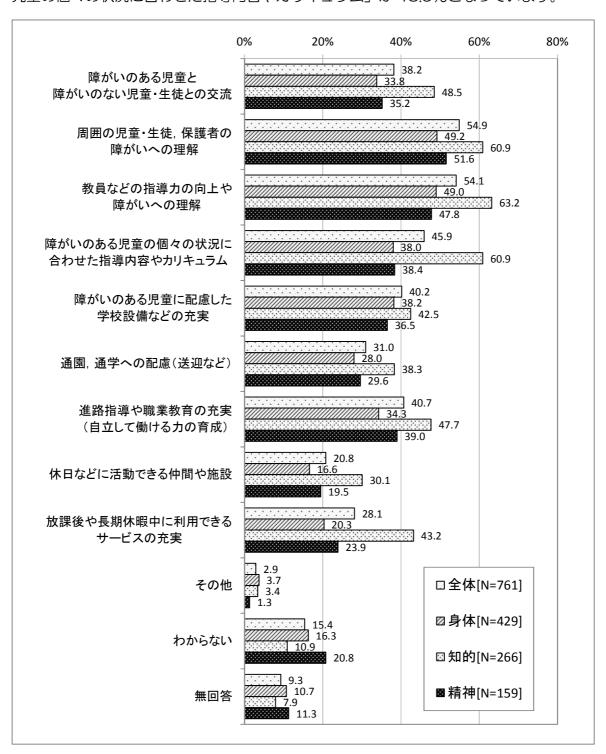
■今後3年以内に利用したいサービス(複数回答)

今後3年以内に利用したいサービスは、「共同生活援助(グループホーム)」が6.2%、「就 労継続支援[A型:雇用型]」が5.8%、「自立生活援助」が5.3%となっています。



■保育や教育について今後特に必要と思うもの(複数回答)

保育や教育について今後特に必要と思うものは、「周囲の児童・生徒、保護者の障がいへの理解」が54.9%、「教員などの指導力の向上や障がいへの理解」が54.1%、「障がいのある児童の個々の状況に合わせた指導内容やカリキュラム」が45.9%となっています。



6 インタビュー調査の結果

(1) 障がい者相談支援事業所・障がい福祉サービス提供事業所

■ 調査の目的

本調査は、芦屋市第5期障害福祉計画等策定の基礎資料とすることを目的に、障がい者相談支援事業所、障がい福祉サービス提供事業所、介護保険施設へヒアリングを実施し、各事業所における実態や課題、共生サービスに係る意向などの把握を行いました。

■ 調査対象

障がい者相談支援事業所 4か所 障がい福祉サービス提供事業所 5か所

① 人材の育成と確保

【主な意見】

【障がい者相談支援事業所】

- ・相談員の募集をするが、応募者が集まらない
- ・相談員が定着しない
- ・対応件数の増加や、対象者によっては、対応に長い時間を要することがあり、担当する全ての対象者に 十分に時間を掛けた対応が難しくなっている
- ・多問題複合家族、他機関調整、連携を必要とする対象者への対応等単独での対応が困難な場合がある 【障がい福祉サービス提供事業所】
- ・職員の募集をするが、応募者が集まらないため、担い手や支援者の人材不足が生じている
- ・個人の特性に応じた対応が必要なため、専門的な人員を育てる必要がある

課題

- ○障がい福祉サービスの担い手不足と支援者の不足への対応
- 〇相談支援専門員及びサービス提供従事者の確保支援とともに、定着するような体制の整備
- ○専門的な知識や技術の習得の場の確保

② 医療的ケアの必要な児童への支援

【主な意見】

【障がい福祉サービス提供事業所】

・現在は施設環境とスタッフの力量が不足しているため、医療的ケアの必要な児童を事業所で受け入れられない状況である

(施設環境の改善は困難であり、またスタッフのスキルアップも事業所内では難しい)

課題

〇医療的ケアにも対応できるように、スタッフのスキルアップができる環境づくり

③ 他事業所・関係機関との連携

【主な意見】

【障がい者相談支援事業所】

- ・保健福祉センターで業務をしていることで、同じ施設内にいる他機関が実施している他の事業との関わりも多く、連携しやすい環境にある
- ・計画相談の必要性等の理解が乏しいことで連携がとりにくいことがある
- ・市内の新たな社会資源が開設された場合には、行政から情報提供があるとよい
- ・発達障がいや経済的困窮に関する相談が増加している

【障がい福祉サービス提供事業所】

- ・計画相談支援の相談支援専門員がいることで、困りごとを相談できて心強い
- ・成長に伴って利用するサービスが変わることで、事業所も変更することが多いため、障がい福祉サービスの種別にかかわらず、他の事業所との連携ができるようになりたい
- ・事業所間の交流がないため、事例の検討や研修によるノウハウの共有、合同活動等ができる場があると よい
- ・利用者も含めた他事業所との交流があるとよい
- ・児童に対する支援では対象児童の年齢により、保護者からの希望が、学習支援から就労支援まで求められるため、それぞれの支援に応じて、教育機関、就労支援機関等との連携があれば、保護者が安心する
- ・事業所が悩みや困りごとを気軽に相談できる場があるとよい

課題

- ○事業所間の情報共有や協議、相談ができる場の確保
- ○各機関の役割など相互理解を踏まえた支援を行う関係機関との連携強化
- 〇相談内容に応じた関係する専門機関との連携

4 サービスの継続性と利用しやすさ

【主な意見】

【障がい者相談支援事業所】

・介護保険事業所に比べて障がい福祉サービス提供事業所数が少ないので、障がいのある人を対象とした 事業所が増加するとサービスを提供しやすくなる

【障がい福祉サービス提供事業所】

- ・障がいのある人と高齢者の双方に対応できるようにしている
- ・必要なサービスを受けるために事業所を変えるのではなく、慣れた場所で必要なサービスが受けられる ようにしたい

課題

- 〇ライフステージを通した支援体制の整備
- 〇共生型サービスの活用、事業所の拡大

⑤ 地域生活を支えるために必要なサービス

【主な意見】

【障がい者相談支援事業所】

- ・市内に緊急時及びレスパイトのためのショートステイを利用できる社会資源が必要
- 【障がい福祉サービス提供事業所】
- ・社会参加(通所、通学、通勤時の送迎)のための移動支援(交通費の支給など)があるとよい
- ・同じ障がいのある人が交流できる成人者向けのサークル活動など新しい交流の場があるとよい
- ・災害時に対する、事業所と行政の連携体制構築が必要ではないか
- ・意思表示が不明確でも、様々な施設や事業所を見学、体験し、より多くの選択肢の中で本人が意思決定できるように、意思決定支援をすることが必要
- ・支援に携わる職員が、意思決定支援について考える機会や研修を受けられる機会を設けてほしい
- ・障がい福祉サービス等の申請に至っていない人及び必要な支援を受けられていない人に対して、親亡き後を見据えた情報提供が必要(緊急・災害時要援護者台帳、放課後等デイサービス、成年後見制度などについて)
- ・小規模事業所にとって、利用者の状況に応じた多様なサービスを提供したいと思っても、必要な申請・ 経費の事務的なハードルが高く難しい
- ・必要なサービスを受けるために事業所を変えるのではなく、慣れた場所で必要なサービスが受けられる ようにしたい

課題

- 〇本人の意思にそった活動の場の確保
- ○本人の意思決定を支援することができる体制整備
- ○緊急災害時の支援体制の構築
- 〇ライフステージを通した支援体制の整備
- 〇幅広い情報提供システムの構築

⑥ 地域生活への移行のための課題

【主な意見】

【障がい者相談支援事業所】

(住まいの確保について)

- ・家を借りる際、保証人になる人がおらず契約等が困難な場合がある
- ・障がいがあることが理由で入居が困難な場合があるため、障がいに関する正しい理解をしてくれる不動 産屋が増えるとよい

【障がい福祉サービス提供事業所】

(入所者の地域生活への移行について)

- ・利用者の家族が、地域移行や障がい福祉サービスに対する理解が深まることで、本人にもより良い支援 やサービス提供ができると思われるため、家族を対象とした啓発活動が必要
- ・地域移行を推進するために職員体制を充実させたい
- ・施設入所や病院入院であっても、状態が安定した後は地域の生活に戻り、悪化したら施設や病院を利用 するといった循環できるシステムができるとよい

課題

- ○地域移行や障がい福祉サービスに関する幅広い情報提供システムの構築
- 〇サービスの担い手と支援者の充足に向けた支援
- 〇安心して暮らすことができる住まいの確保支援

⑦ 一般就労を進める上での課題

【主な意見】

【障がい福祉サービス提供事業所】

- ・利用者及び家族には就労に向けて、利用するサービス提供事業所が変わることに対する大きな不安がある る(就労移行支援事業所を介さずに一般就労へ移行できる体制を目指している)
- ・採用後に、抱えている問題や病状が明確になり、就労の継続が困難となることがあるため、事前に相談 支援員と連携して本人の状態確認を行い、様々な業務の中から本人に合った仕事を探すようにしている
- ・一般就労への意向は、「したい」という人と、「もういい」という人に分かれている
- 業務内容にかかわらず、事業所以外での就労体験の場が市内に広がるとよい。

課題

- ○就労支援にかかわる事業所間の情報連携や協議の場の確保
- ○就労体験の機会や多様な就労先の確保

⑧ その他の意見

【主な意見】

【障がい福祉サービス提供事業所】

- ・変更が予定されている制度や個別支援対応を学べる研修の場があればよい
- (市職員向けの研修を事業所も受講できるようになるとよい)
- ・地域との交流を進める(自治会の人や民生委員等と面識を持つ)きっかけがほしい
- ・地域との交流の場であっても、本人の特性によって困りごとが発生することがあるので、交流の場に支援者がいるとよい
- ・事業所において、地域の人のボランティアを気軽に受けられるような仕組みがあるとよい
- ・地域に開かれた事業所を目指しているため、気軽に入ってもらえる環境づくりを大事にしているが、一 方で防犯との兼ね合いがあって難しい
- ・市内の居宅介護事業所を増やしていってほしい

課題

- 〇幅広い情報提供システムの構築
- 〇共生型サービスの活用など事業所の拡大
- ○地域との交流などの関係づくり

(2) 介護保険施設

■ 調査の目的

ホームヘルプサービス,デイサービス,ショートステイなどについて,高齢者や障がいのある人等が共に利用できる「共生型サービス」が平成30年度より創設されます。本調査は、市内介護保険施設の障がい福祉サービスへの参入意向などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

■ 調査対象

介護老人福祉施設 4か所

① 障がい支援区分認定されている高齢者にサービスを提供する際の工夫点や課題

【主な意見】

<利用者の障がい支援区分認定の状況>

- ・精神的に不安定な状態の背景にあるものが認知症などの疾患であるのか、障がいによるものか、また、 診断名が明確でない場合もあり、判断が難しい
- ・利用者の中には、難病の方もおられ、すでにサービス提供を実施している

<工夫点>

- 障がいに限らず、既往歴がわかる人にはあらかじめ対応方法等医師に相談をしている
- ・高齢者で行動障がいなどがみられることがあるので、経験豊富な担当者が対応するなど対応のノウハウ はある
- ・夜間に不安定になる場合などは、入所前に夜間の様子を含め、生活状況について詳しく聞いている <周囲との調和が難しい人への対応>
- ・認知症に起因するものも多いと思うので、服薬等に関して医師と相談しながら対応している
- ・ケース会議を開催し、 訪問看護師等から専門的な対応について、情報収集や知識の習得を行っている
- ・事業所内だけではなく、多職種を巻き込んで対応している
- 精神的に不安定な状態になるなどの症状が出た際、対応方法について専門的な助言が受けらるとよい。
- ・認知症による症状なのか精神疾患によるものか判断が難しい場合がある(必要に応じてケース会議を開催しているので、障がい者相談支援事業所や兵庫県健康福祉事務所などノウハウを持っている機関と連携していきたい)

② 障がいのある人へのサービス提供に向けたノウハウ・研修等のニーズ

【主な意見】

- 医師(外科・内科・精神科)と連携がとれているため、特に問題なく相談できている
- ・ヘルパーなどスタッフが対応方法について不安を持っているので、受け入れ側の知識や障がいのある人 への対応方法などの研修の機会がほしい
- ・今後、精神保健福祉士の資格が必要だと感じている
- ・今後,障がいのある人を受け入れることも想定されるので,障がい分野のノウハウやスキルが必要になると思う

③ 共生型サービスを実施する上での課題、共生型サービスの検討状況について

【主な意見】

<検討状況>

- ・需要があることはわかるが、介護人材が不足している現状を考えると共生型サービスの提供は困難であると思う
- ・将来的に支援ができればと思っているので、関心はある
- ・障がい福祉サービス提供事業者等とはイベントや会議で接点はあるが、連携を取るような繋がりはない ので、今後交流の機会を持ちたい

<報酬面での課題>

・障がい福祉サービスは介護保険サービスと比較し報酬単価が低いため、参入が難しい

<人材面での課題>

- 長期で働ける人だけではなく、派遣職員の確保も難しい状況にある
- ・65歳になると介護保険サービスに切り替わることで、本人も家族も抵抗があると思うが障がい福祉サービス提供事業所が介護分野に参入すればその抵抗が軽減されると思う
- ・障がいのある人の特性と特性に応じた支援について、学んでいきたい

<サービス面での課題>

- ・利用者の精神面での課題をどれだけ的確に把握することができるのか、また、それをどのようにアプロ ーチしていくか
- ・共生型サービスの提供については、場所など施設環境を整えるのが難しい
- ・家族が抱え込んでいるケースも少なくないので、オープンに家族と医師がつながる仕組みがあればよい <障がいのある人への支援>
- ・特別支援学校の卒業生など、障がいのある人をスタッフとして雇用しており、今後も支援が必要な人の

全体像を理解してサービス提供できる人材として育成していくために、アドバイスできる人の配置が求められる

- ・事業所内に空きスペースがあるので、障がいのある人が作った作品を展示するなどの取組みから連携を 図っていければいいと思う
- ・特別支援学校の実習の受け入れについて、声をかけてもらえれば、事業所内でも検討していきたい

④ 共生型サービスに参入するにあたり、行政に希望すること

【主な意見】

- 人件費の補助
- ・芦屋市での就職説明会の開催(人材確保のため)

第4章 成果目標の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

【前期計画の進捗状況】

前期計画の目標値は平成29年度末時点の施設入所者数72人から9人が地域へ移行し、また6人の施設入所者が減少することをそれぞれ見込んでいました。平成29年10月末時点で地域移行者数は9人、施設入所者数は5人減少しており、おおむね目標を達成しています。

【国が示す成果目標】

- ・平成 32 年度末時点で、平成 28 年度末の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することを基本とする
- ・平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上減少することを基本とする

【第5期計画等の目標値】

本市では、国の基本指針を踏まえつつ、施設入所者数の目標値については国指針の倍の4%に設定するものとします。したがって、平成32年度末までの地域移行者数7人(基準人数67人の10%)、施設入所者数が3人(基準人数67人の4%)減少することを目標値として設定します。

項目	数值	考え方	
基準時点の施設入所者数 (A)	67 人	平成 28 年度末の施設入所者数	
平成 32 年度(目標年度) 施設入所者数(B)	64 人	平成 32 年度末時点の施設入所者数	
【平成 32 年度目標値】	7人	施設入所から地域生活に移行した人の数	
地域生活移行者数(C)	10%	$(C) \div (A) \times 100$	
【平成 32 年度目標値】	3 人	(A-B)	
施設入所者の減少数	4%	(A−B)÷(A)×100	

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国が示す成果目標】

- ・平成 32 年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置(障害保健福祉圏域 /市町村)
- ・平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上,65歳未満)の 設定(都道府県)
- ・平成32年度末までの精神病床における早期退院率(入院後3か月時点の退院率69%以上,入院後6か月時点の退院率,84%以上入院後1年時点の退院率90%以上)の設定(都道府県)

【第5期計画等の目標値】

国が示す成果目標のうち、保健・医療・福祉関係者による協議の場については、本市においても平成32年度末までに設置するものとします。

障がい者基幹相談支援センターが取り組んでいる地域移行・地域定着支援についても、 精神障がいのある人が入院している病院に対する働きかけを行うとともに、地域で安心し て暮らせるよう体制整備も含め、総合的な支援を行うことができるよう県と目標達成に向 け、連携を進めていきます。

項目	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議会 の場の設置	平成 32 年度末までに設置

3 地域生活支援拠点等の整備

【前期計画の進捗状況】

前期計画の目標として、平成 29 年度末までに各市町又は各圏域に地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備するとしていましたが、地域生活支援拠点等は整備できていない状況です。

【国が示す成果目標】

平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする

【第5期計画等の目標値】

本市では、平成 30 年度に開設予定の高浜町社会福祉複合施設に地域生活支援拠点等の整備を行うものとします。

項目	数値	考え方	
地域生活支援拠点等整備数	1 か所	平成 30 年度末までに整備	

4 福祉施設から一般就労への移行

【前期計画の進捗状況】

前期計画の目標値は、平成 29 年度の福祉施設から一般就労への移行実績を 12 人としていましたが、平成 28 年度末時点で福祉施設から一般就労に移行した数は6人で、目標値とは大きく隔たりがあります。また、平成 29 年度末の就労移行支援利用者数を 13 人としていましたが、平成28年度末時点の就労移行支援利用者数は 14 人で、目標値を上回っています。就労支援者会議を定期的に開催し、公共職業安定所や就業・生活支援センターと連携し、就労支援に取り組みます。

【国が示す成果目標】

- ・平成32年度末までに平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする
- ・平成32年度末における就労移行支援利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す
- ・就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を,平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す
- ・各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする

【第5期計画等の目標値】

本市では、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標値について、 平成32年度末の一般就労への移行実績を9人(基準人数6人の1.5倍)、また、就労移行 支援の利用者数に関する目標については、平成32年度末の就労移行支援利用者数を17 人(基準人数14人の2割以上増加)として設定します。

本計画より新たに目標設定された就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率については、国は80%を目標値としていますが、市内在住者で阪神南障害者就業・生活支援センターを通じた就職者の職場定着率が30%程度であることから、本市の実情を勘案し、50%を目標値として設定します。なお、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を平成32年度末までに全体の5割以上とする目標については、本市の限られた社会資源の中での達成は困難であることから、目標値は設定せず、事業所や県と連携し、就労移行率が少しでも向上するよう努めていきます。

項目	数值	考え方
基準年度の一般就労移行 者数(A)	6人	平成 28 年度の一般就労移行者数
【平成 32 年度目標値】 目標年度の年間一般就労	9 人	平成 32 年度の一般就労移行者数
日標平度の平間一般就另 移行者数(B)	1.5 倍	(B) ÷ (A)
基準時点の就労移行支援 利用者数(C)	14 人	平成 28 年度末時点の就労移行支援利用者数
【平成 32 年度末目標値】	17 人	平成 32 年度末時点の就労移行支援利用者数
目標時点の就労移行支援 利用者数(D)	21%	$((D)-(C)) \div (C) \times 100$
【平成 32 年度末目標値】 就労移行率が 3 割以上で ある就労移行支援事業所 を,全体の 5 割以上	_	事業所の実態を勘案し、数値目標は設定せず、就労 移行率の向上に努める
【平成 32 年度末目標値】 就労定着支援による支援 開始1年後の職場定着率	50%	市内在住者のうち、障害者就業・生活支援センターを通じた就職者の職場定着率に基づき設定

5 障がい児支援の提供体制の整備等

【国が示す成果目標】

- ・平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする
- ・平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制 を構築することを基本とする
- ・平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする
- ・平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする

【県が示す活動指標】

- ・平成30年度末までに教育と福祉の協議の場(※1)の設置
- 平成32年度末までに、障がいのある児童の相談窓口(※2)の設置
- ※1 保育所等訪問支援等を実施する際に、事業所と学校現場の連携がうまく図られていない現実があることから、教育現場の職員と福祉現場の職員の相互理解を深め、障がいのある児童の支援を友好的かつ総合的に行うことが必要であるために実施します
- ※2 障がいのある児童を支援する機関は、保健、医療、障がい福祉、保育、教育など様々な分野におよびますが、障がいのある児童(の家族)からの相談を総合的な見地から適切な分野につなぐ窓口が必要であり、その窓口は将来の地域包括ケアシステムの中核となることを想定しています

【第5期計画等の目標値】

国が示す成果目標を踏まえ、平成30年度末までに児童発達支援センターの設置、平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、平成30年度末までに保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置に取り組みます。また、県が示す活動指標に基づき、平成30年度末までに教育と福祉の協議の場の設置、平成32年度までに障がいのある児童の相談窓口の設置に取り組みます。

なお、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所確保すること」については、本市の限られた市域のなかに、すべての福祉資源を確保することが難しいため、阪神南圏域を中心に他市との連携強化を目指します。

項目	数值	考え方	
児童発達支援センターの整 備	1か所	平成 30 年度末までに整備	
保育所等訪問支援の体制の 構築	-	平成 32 年度末までに体制を構築	
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所及び放課後 等デイサービス事業所の確保	_	阪神南圏域を中心に他市との連携強化を図る	
保健, 医療, 障害福祉, 保育, 教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	_	平成 30 年度末までに協議の場を設定	
教育と福祉の協議の場の設置	_	平成 30 年度末までに協議の場を設定	
障がいのある児童の相談窓 口の設置	_	平成 32 年度末までに整備	

第5章 障がい福祉サービス等の見込量の設定

1 法定サービス

(1) 訪問系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問して,入浴,排せつ,食事等の介護,調理, 洗濯,掃除等の家事,生活等に関する相談や助言など,生活全般にわた る援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由,知的障がい,精神障がいにより常に介護を必要とする人に対して,ホームヘルパーが自宅を訪問し,入浴,排せつ,食事などの介護,調理,洗濯,掃除などの家事,生活等に関する相談や助言など,生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人が外出する際,本人に同行し,移動に必要な情報の提供や,移動の援護など,外出する際に必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動に著しい困難を有する人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも,特に介護の必要度が高い人に対して,居宅介護,重度訪問介護,同行援護,行動援護,生活介護,短期入所などの複数のサービスを包括的に提供します。

【サービスの見込量】

サービス名	単位		見込量			
サービス石	平江	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
居宅介護 重度訪問介護	時間/月	4, 362	4, 553	4, 689	4, 834	
同行援護,行動援護 重度障害者等包括支援	人/月	148	151	152	155	

[※] 平成29年度は見込み

【訪問系サービス見込量確保の方策】

○訪問系サービスについては、引き続き「居宅介護」、「重度訪問介護」等の利用が伸びており、今後も利用の増加が見込まれます。おおむね現状のサービス供給体制でニーズを満たすことは可能と想定されますが、今後の利用の伸びを見据えて、介護保険サービス提供事業所(訪問介護事業所)等の参入促進を図るなど、基盤整備に努めます。また、身体障がいや知的障がい、精神障がいの特性を十分理解し、対応できる従事者(ヘルパー)の養成・確保も重要であり、県との連携により人材育成などの取り組みを進め、サービスの質の向上に努めます。

(2) 日中活動系サービス及び訓練・就労系サービス

① 生活介護

【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に日中、入浴、排せつ、食事の介護等を 行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【サービスの見込量】

4 Сэр	# / +		見込量			
サービス名	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
生活介護	人日/月	2, 979	3, 077	3, 109	3, 135	
: 生活기 護 	人/月	152	157	159	161	

[※] 平成29年度は見込み

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

サービス名	内容
自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう,一定期間,身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 機能訓練は,地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障がいのある人,難病の方などが対象となります。生活訓練は,地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がいのある人及び精神障がいのある人が対象となります。

サービス名	単位		見込量			
サービス名		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
自立訓練(機能訓練)	人日/月	25	25	25	25	
日立訓練 (域形訓練)	人/月	2	2	2	2	
自立訓練(生活訓練)	人日/月	127	127	129	131	
自立訓練(生活訓練)	人/月	9	9	10	10	

※ 平成29年度は見込み

③ 自立生活援助

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立生活援助	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がいのある人が居宅における自立した日常生活を営む上でのさまざまな問題に対して、定期的な巡回訪問や相談に応じ、必要な援助を行います。平成30年度から施行されるサービスになります。

【サービスの見込量】

※サービスを受ける対象者やサービスを提供する事業所が定められていませんので、対象等を把握した時点で見込量を算出します。

サービス名	₩ /共		見込量 平成 30 年度 平成 31 年度 平成 32 年度			
	単位	平成 29 年度	平成 30 年度 平成 31 年度 平成 32	平成 32 年度		
自立生活援助	人日/月					
	人/月					

※ 平成30年度から施行

④ 就労移行支援

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に,一定期間,就労に必要な知識及び 能力の向上のために必要な訓練を行うとともに,適性に合った職場への 就労・定着を図るなどの支援を行います。

サービス名	₩ / ÷		見込量				
	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 32 年度			
就労移行支援	人日/月	365	391	412	430		
	人/月	18	19	20	20		

[※] 平成29年度は見込み

⑤ 就労継続支援(A型)

【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型については、雇用契約に基づいて就労することが可能な65歳未満の方が対象となります。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量				
	中位	平成 29 年度	平成 32 年度			
就労継続支援(A型)	人日/月	899	950	989	1, 021	
	人/月	52	56	59	61	

[※] 平成29年度は見込み

⑥ 就労継続支援(B型)

サービス名	内 容
就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人、一定の年齢に達している人などに対し、一定の賃金水準のもとで就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図るなどの支援を行います。B型については、就労経験のある方や、就労移行支援事業等を利用したが一般就労が難しいと判断された方などが対象となります。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識・能力が高まった方は、就労継続支援A型や一般就労への移行を目指します。

サービス名	単位		見込量				
	中位	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度		
	人日/月	1, 501	1, 633	1, 690	1, 741		
就労継続支援(B型)	人/月	88	95	98	100		

[※] 平成29年度は見込み

⑦ 就労定着支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で,就労に伴う環境 変化により生活面に課題が生じている人への課題解決に向けた支援を 行います。平成30年度から施行されるサービスになります。

【サービスの見込量】

※サービスを受ける対象者やサービスを提供する事業所が定められていませんので、対象等を把握した時点で見込量を算出します。

サービス名	単位		見込量 平成 30 年度 平成 31 年度 平成 32 年度		
	平 位	平成 29 年度	平成 30 年度		平成 32 年度
****	人日/月				
就労定着支援	人/月	_			

[※] 平成30年度から施行

⑧ 療養介護

サービス名	内 容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に, 医療機関で機能訓練, 療養上の管理, 看護, 介護及び日常生活の世話を行います。長期入院による医療的ケア が必要な方が対象となります。

サービス名	単位		見込量 平成 30 年度 平成 31 年度 平成 32 年度			
	中位	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
療養介護	人/月	6	7	7	7	

[※] 平成29年度は見込み

9 短期入所

【サービスの概要】

サービス名	内 容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。介護者のレスパイトサービスとしての役割も担います。

【サービスの見込量】

サービス名	₩ / ÷		見込量 平成 30 年度 平成 31 年度 平成 32 年度 225 226 227			
	単位	平成 29 年度				
k= +10 3 =r	人日/月	223	225	226	227	
短期入所 	人/月	40	41	42	433	

[※] 平成29年度は見込み

【日中活動系サービス及び訓練・就労系サービス見込量確保の方策】

- ○「生活介護」については、利用者数、利用日数がやや増加している状況が見られます。 今後も施設や病院からの地域移行者の増加等が見込まれることから、生活介護の利用ニーズも引き続き増えていくことが想定され、必要な基盤の確保を図ります。
- ○「自立訓練」については、機能訓練の利用者数、利用日数は横ばいからやや減少、生活 訓練の利用者数はやや増加していますが利用日数は横ばいとなっている状況が見られま す。機能訓練については事故等による身体機能の回復のために利用することが多く、正 確な見込量の把握は困難ですが、今後も地域移行が推進されていくことによって生活訓 練の利用者が引き続き増加することが想定されるため、必要な基盤の確保を図ります。
- ○「就労移行支援」「就労継続支援A型・B型」については、いずれのサービスも利用者数、 利用日数は増加していますが、特に「就労継続支援A型」の増加の伸びが顕著となって います。「就労移行支援」は一般就労の促進において重要なサービスであり、利用者数が

- 目標設定されているものであることから、利用者の増加に向けた基盤整備を図ります。 「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」は今後も利用者数の増加が見込まれることか ら、必要な基盤の確保を図ります。
- 〇「療養介護」については、県及び関係機関、サービス提供事業所と連携し、利用ニーズ を把握しつつ、必要量の確保を図ります。
- ○「短期入所」については、利用者数、利用日数がやや増加している状況が見られます。 今後も介護者の高齢化やレスパイトの普及等を通じて利用ニーズは高まっていくものと 考えられることから、必要な基盤の確保を図ります。

なお、「医療型短期入所」の実施における課題を整理し、市立芦屋病院と連携し検討していきます。

〇日中活動系のサービスは、今後も利用者の増加が見込まれ、市内サービス提供事業所の みでは見込量の確保が困難なため、県や近隣自治体と連携し確保を図ります。また、市 内の介護保険事業所と連携し、デイサービス、ショートステイにおいて、共生型サービ スとしての展開を働きかけていきます。

このように、利用者の多様なニーズに対応できるよう、サービスの質の向上や、事業 所の受け入れ態勢の強化などについて、県や近隣自治体等と連携して基盤整備を進めま す。

(3) 居住系サービス及び相談支援サービス

① 共同生活援助 (グループホーム)

【サービスの概要】

サービス名	内 容
共同生活援助	共同生活を営む住居で、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護
(グループホーム)	などの支援、相談その他の日常生活上の援助を行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位		見込量		
	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助	人/月	41	47	53	53

[※] 平成 29 年度は見込み

② 施設入所支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、 食事の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位		見込量			
	平江	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
施設入所支援	人/月	66	65	64	64	

[※] 平成29年度は見込み

③ 計画相談支援

【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定前後の連絡調整及び「サービス等利用計画」の作成を行うとともに、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうか定期的なモニタリングを行います。

【サービスの見込量】

サービス名	兴 / 六		見込量		
	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人/月	132	136	140	143

[※] 平成29年度は見込み

④ 地域移行支援

【サービスの概要】

サービス名	内容
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人を対象に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など、施設・病院から退所・退院して地域生活に円滑に移行できるように支援を行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位		見込量			
	中位	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
地域移行支援	人/月	1	2	3	3	

[※] 平成29年度は見込み

⑤ 地域定着支援

【サービスの概要】

サービス名	内容
地域定着支援	障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に、地域生活が継続できるように常時の相談や緊急時の訪問などの支援を行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位		見込量		
	中 世	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域定着支援	人/月	0	1	1	2

[※] 平成29年度は見込み

【居住系サービス及び相談支援サービス見込量確保の方策】

- ○「共同生活援助(グループホーム)」については、利用者数が増加している状況となっていますが、今後も障がい者支援施設や精神科病院からの地域移行者の受け皿として、また、家族との同居から独立して生活するための住まいとして、ニーズの増加が見込まれます。芦屋市内において平成30年度に1か所、平成31年度に1か所グループホームが新設されますが、利用者の増加がさらに見込まれることから、引き続き供給量の拡充を図り、見込量の確保に努めます。
- ○「計画相談支援」については、利用者数が増加している状況となっていますが、引き続き障がい福祉サービスを利用する人が増えることが想定されるため、必要な体制を確保します。
- ○「地域移行支援」「地域定着支援」については、これまで利用者数がありませんでしたが、 今後地域移行支援の取り組みを進めていくことから、利用者数の増加が見込まれるため、 相談支援事業所と連携し、必要な体制を確保します。

(4) 障がい児支援

サービス名	内 容
障害児相談支援	障がいのある児童が児童発達支援,放課後等デイサービス等を利用する際に,障害児支援利用計画を作成し,サービス利用後に一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
児童発達支援 医療型児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導,自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う障がいのある児童の通所施設です。 福祉サービスを行う「福祉型」と,福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のために通所支援を利用することが困難な障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施するサービスです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がいのある児童の自立促進、放課後等の居場所づくりを行うサービスです。
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所職員等に対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。

サービス名	₩ /÷		見込量		
サービス名	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児相談支援	人/月	55	61	66	72
児童発達支援	人日/月	394	407	417	425
· 汽里光连义接	人/月	41	41	42	43
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	2
医原至沉里光连叉接 	人/月	0	0	0	1
居宅訪問型	人日/月		0	0	2
児童発達支援	人/月		0	0	1
放課後等	人日/月	1, 050	1, 184	1, 287	1, 372
デイサービス	人/月	131	149	161	172
促变配笔註則支援	人日/月	0	1	2	4
保育所等訪問支援 - -	人/月	0	1	2	4

[※] 平成29年度は見込み

【障がい児支援サービス見込量確保の方策】

- 〇現状では、「児童発達支援」の利用者数は横ばい、「放課後等デイサービス」の利用者数、利用量はともに増加傾向で推移しています。障がいのある児童の療育支援や生活支援において重要なサービスであることから、利用ニーズを把握しつつ、サービス提供事業所と連携し、必要な基盤の確保を図ります。なお、「放課後等デイサービス」は事業所数が急増しており、量的な確保が進んできたことから、今後は質的な向上の推進に努めます。
- ○「障害児相談支援」については、児童発達支援、放課後等デイサービスなどを利用する 障がいのある児童に相談支援が行き渡るとともに、適切な相談支援が提供できるように、 相談支援事業所と連携し、必要な体制を確保します。
- ○「居宅訪問型児童発達支援」については、平成30年4月から新たに導入されるサービスになるため、今後利用ニーズを把握しつつ、必要な基盤の確保を図ります。

2 地域生活支援事業

(1) 必須事業

① 相談支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
相談支援事業	障がいのある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利 擁護のために必要な援助を行います。

【サービスの見込量】

単位:箇所,件/年

サービス名				見込量		
	り一し入石	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
	障害者相談支援事業	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	
相談支援	自立支援協議会	実施	実施	実施	実施	
	基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置	
基幹相談支	援センター等機能強化事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	

[※] 見込量は年度分

② 成年後見制度利用支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
成年後見制度 利用支援事業	親族がいない等により本人による成年後見制度の申立てが困難な障がいのある人に、市が代わって成年後見審判の申立てを行います。また、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

【サービスの見込量】

単位:件/年

+ ビフタ			見込量	
サービス名	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業(件)	4	5	5	6

[※] 見込量は年度分

③ 意思疎通支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
意思疎通支援事業	聴覚,音声言語機能,視覚等の障がいのある人に対して,手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣,手話通訳者の設置等により,意思疎通の仲介等の支援を行います。

【サービスの見込量】

単位:人,回数/年

サービス名		見込量		
リーに入石	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者設置事業(人)	1	1	1	1
手話通訳者·要約筆記者派遣事業(回)	205	209	213	217
読み書き(代読・代筆)情報支援員 養成講習会 修了者(人)	25	25	25	25

[※] 見込量は年度分

④ 日常生活用具給付等事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
日常生活用具給付等	障がいのある人の日常生活上の便宜を図るための用具について、給付又
事業	は修理を行います。

【サービスの見込量】

単位:件/年

サービス名			見込量		
リーに入石	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護訓練支援用具	4	4	5	5	
自立生活支援用具	9	10	10	11	
在宅療養等支援用具	20	22	24	26	
情報・意思疎通支援用具	30	30	30	30	
排泄管理支援用具	1, 127	1, 130	1, 135	1, 140	
住宅改修費	2	2	2	2	

[※] 見込量は年度分

⑤ 手話奉仕員養成研修事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修 事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進,市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

【サービスの見込量】

<u> </u>	₩ / ±			見込量	
サービス名	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修 事業	人/年	10		20	

⑥ 移動支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外の移動が困難な障がいのある人等に対して, 社会参加を促進するため, 外出のための支援を行います。

【サービスの見込量】

サービス名				見込量	
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
時間/年		40, 844	42, 083	43, 360	44, 675
移動支援事業	人/年	205	224	244	266

※ 見込量は年度分

⑦ 地域活動支援センター事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
地域活動支援 センター事業	地域活動支援センターにおいて, 創作的活動又は生産活動の機会の提供, 社会との交流の促進等の支援を行います。

【サービスの見込量】

単位		44 =r	/
田1寸	٠	田田田	/ /
+ 1 2 1 2 1		四ハハ	/ —

サービス名			見込量	
9-LA4	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センターI型	1	1	1	1
地域活動支援センターⅡ型	2	2	2	2
地域活動支援センターⅢ型	6	6	7	7

[※] 見込量は年度分

【必須事業の見込量確保の方策】

- ○「相談支援事業」については、芦屋市障がい者基幹相談支援センターを中核として、引き続きサービス提供事業所と連携し、必要な相談支援を実施します。また、障がいのある人が身近な地域で相談が行えるよう、芦屋市自立支援協議会を中心に、地域課題を解決するための体制づくりを進めます。
- ○「意思疎通支援事業」については、今後も一定の利用量が見込まれ、聴覚・音声言語機能・視覚等障がいのある人が意思疎通の向上を図ることができるよう、引き続き関係機関・団体等と連携し、必要なサービス量を確保します。
- ○「日常生活用具給付等事業」については、今後も一定の利用量が見込まれ、障がいのある人が生活の質の向上を図ることができるよう、障がいの特性に合わせた適切な用具の給付を行います。
- ○「移動支援事業」については、利用者数・利用時間ともに大きく伸びています。障がいのある人の社会参加を支援するサービスとして今後も事業量の増加が見込まれるため、新規参入意向のある事業所が円滑にサービス提供を開始できるよう支援し、見込量の確保に努めます。また、県や近隣自治体、サービス提供事業所と連携し、ガイドヘルパーの育成と確保を図ります。

(2) 任意事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
訪問入浴サービス事業	地域における重度障がいのある人の生活を支援するため,入浴サービスを提供し,重度障がいのある人の身体の清潔の保持,心身機能の維持等を図ります。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業や自立訓練事業等を利用している方の社会復帰を促進するため,一定の要件を満たす場合に更生訓練費を支給します。
自動車運転免許取得費助成事業	障がいのある人の就労と行動範囲の拡大等により,生活の向上を図るため,自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、 その改造費の一部を助成します。
日中一時支援事業	家庭の事情により、家族の支援が受けられないときや一時的な休息を目的に、知的障がいのある人の活動の場を社会福祉施設等で提供する事業です。
生活訓練等事業	障がいのある人や児童の生活の質的向上を図るため、日常生活上必要な 訓練や指導等を行います。

【サービスの見込量】

サービス名				見込量				
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度			
訪問入浴サービス事業	回/年	133	136	140	144			
更生訓練費給付事業	人/年	19	19	20	20			
自動車運転免許 取得費助成事業	人/年	1	2	2	2			
自動車改造費 助成事業	人/年	1	2	2	2			
日中一時支援事業	回/年	1, 500	1, 450	1, 450	1, 400			
口中一时又扳手来 	人/年	55	54	54	53			
开 注训练空事类	回/年	1, 558	1, 572	1, 586	1, 600			
生活訓練等事業	人/年	178	185	192	200			

[※] 見込量は年度分

【任意事業の見込量確保の方策】

- 〇任意事業については、各事業の支給決定量とサービス利用量の状況を把握し、障がい のある人が必要とするサービスを利用できるよう、事業の周知を図るとともに、基盤 整備を進めます。
- ○「日中一時支援事業」については、放課後等デイサービスを利用する障がいのある児 童が増えているため、利用量は減少傾向となっていますが、今後も一定の利用が見込 まれることから、利用ニーズを踏まえつつ、見込量の確保に努めます。
- ○「生活訓練等事業」については、障がい児機能訓練の利用者は年々増加しており、今後も利用希望の増加は見込まれますが、現在の施設使用状況及びスタッフの体制では利用量の増加は難しいため、需要と供給のバランスを見極めることが必要となっています。

第6章 計画の推進体制

1 庁内の推進体制

この計画を推進するに当たっては、障がいのある人や障がいのある児童のサービス等を担う障がい福祉の分野や児童福祉の分野だけでなく、保健・医療をはじめ、人権、雇用、教育、住宅等多様な分野との連携が必要となります。そのため、関係各課との連携、調整を図りながら計画を推進します。

2 地域との連携

この計画を推進していくに当たっては、地域の理解と協力が必要不可欠となります。そのため、自治会や社会福祉協議会をはじめ、医療機関等の関係機関、民生・児童委員や地域団体、障がい者団体、サービス提供事業者、企業等との連携を図ります。

3 県及び近隣自治体等との連携

この計画の推進に当たっては、サービスの調整や効果的なサービス提供基盤の整備、人材の育成、就労支援等、広域的な対応が必要となります。そのため、障害保健福祉圏域である尼崎市や西宮市、さらには阪神地域である伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町及び兵庫県との連携を図ります。

4 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくためには、計画の進捗管理を適切に行い、計画の評価や新たな課題への対応等を行っていくことが重要となります。そのため、「計画の立案(PLAN)」
⇒「事業の実施(DO)」⇒「事業の評価・検証(CHECK)」⇒「計画の改善(ACT)」の
PDCA サイクルによる循環的マネジメントを実施し、計画所管課である障害福祉課において毎年度、目標達成状況、サービス利用量等の進行状況について取りまとめを行うとともに、芦屋市自立支援協議会から意見を聴取し、計画の点検・評価を行うことで、着実な計画推進を図ります。PDCA サイクルによる点検・評価の結果については、市ホームページ等で公表します。

資料編

1 芦屋市第5期障害福祉計画策定経過

開催(実施)日	開催(実施)事項	内 容
平成 28 年 12 月 5 日	第1回策定委員会	アンケート調査の内容について
平成 29 年 1 月 23 日 ~2 月 6 日	対象者意識調査	対象者 1,370 人を対象に郵送による調査実施及び 関係団体等に対しインタビュー調査を実施
6月2日	第2回策定委員会	アンケート結果報告
10月3日	第3回策定委員会	障害福祉計画前半部分の検討
10月26日	第4回策定委員会	障害福祉計画素案の検討
11月7日	第1回推進本部幹事会	素案の検討
11月13日	第1回推進本部会議	素案の検討
11月22日	第1回社会福祉審議会	素案の報告
12月 日	民生文教常任委員会	素案の報告
平成 29 年 12 月 25 日 ~平成 30 年 1 月 24 日	市民意見の募集	閲覧期間・意見募集期間
1月 日	第5回策定委員会	パブリックコメントの結果報告 障害福祉計画原案策定
2月 日	第2回推進本部幹事会	計画案の検討
2月 日	第2回推進本部会議	計画案の検討
2月 日	第2回社会福祉審議会	計画案の検討
2月 日	民生文教常任委員会	計画案の報告

2 芦屋市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき、芦屋市障害福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、 芦屋市障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 計画の策定に関すること。
 - (2) その他設置目的達成のため必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は,委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者又は団体から選出された者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 保健, 医療関係者
 - (3) 障がい者関係団体
 - (4) 社会福祉団体
 - (5) 社会福祉事業従事者
 - (6) 市民
 - (7) 行政関係者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定の日までとする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長の指名により定める。

- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、障がい福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

3 芦屋市第5期障害福祉計画策定委員会委員名簿

区分	氏	名	所属団体・機関での役職名
学識経験者	◎木 下	隆 志	芦屋学園短期大学 幼児教育学科 准教授
保健・医療関係者	長澤	豊	一般社団法人芦屋市医師会 理事
	七村	千里男	芦屋市身体障害者福祉協会 副会長
 	朝倉	己作	NPO法人芦屋市手をつなぐ育成会 理事長
[木村	嘉 孝	芦屋市身体障害児者父母の会 会長
	齊藤	登	芦屋家族会 会長
 	岡本	直子	芦屋市民生児童委員協議会 会長
	加納	多惠子	社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会 会長
	〇堺	孰	社会福祉法人三田谷治療教育院 理事 兼 経営企画室 室長
 社会福祉事業従事者 	三芳	学	芦屋市障がい者基幹相談支援センター (社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会)
	福田	晶子	芦屋市自立支援協議会 (居宅介護事業所「すずな」代表)
市民	遠藤	哲也	公募市民
, ii	中尾:	—— 教 子	公募市民
行 政	寺 本	慎 児	芦屋市福祉部長
オブザーバー	稲岡	由美子	芦屋健康福祉事務所 地域保健課長

敬称略 ◎委員長 ○副委員長

4 芦屋市障害福祉計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 芦屋市障害福祉計画を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市障害福祉計画 推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 芦屋市障害福祉計画の策定及び総合的な推進に関すること。
 - (2) 芦屋市障害福祉計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

- 第4条 推進本部の会議は、本部長が招集する。
- 2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。 (幹事会)
- 第5条 推進本部に、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、福祉部長をもって充て、副委員長は、福祉部地域福祉課長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の 提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 幹事会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会員は、委員長が指名する。
- 3 部会長は、福祉部障害福祉課長をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会を主宰する。
- 5 部会長が必要と認めるときは、専門部会委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、障がい福祉に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

教育長

技監

企画部長

総務部長

総務部参事(財務担当部長)

市民生活部長

福祉部長

こども・健康部長

都市建設部長

都市建設部参事(都市計画・開発事業担当部長)

上下水道部長

市立芦屋病院事務局長

消防長

教育委員会管理部長

教育委員会学校教育部長

教育委員会社会教育部長

別表第2(第5条関係)

企画部主幹 (総合政策担当課長)

企画部市民参画課長

総務部財政課長

市民生活部人権推進課長

市民生活部地域経済振興課長

市民生活部保険課長

福祉部地域福祉課長

福祉部福祉センター長

福祉部高齢介護課長

福祉部主幹(福祉公社担当課長)

福祉部主幹(社会福祉協議会担当課長)

こども・健康部子育て推進課長

こども・健康部主幹(こども担当課長)

こども・健康部健康課長

都市建設部道路課長

都市建設部防災安全課長

都市建設部都市計画課長

都市建設部住宅課長

市立芦屋病院事務局総務課長

消防本部総務課長

教育委員会管理部管理課長

教育委員会学校教育部学校教育課長

教育委員会社会教育部生涯学習課長

5 芦屋市障害福祉計画推進本部員名簿

所属		氏	名	
【本部長】市 長	Щ	中		健
【副本部長】副市長	佐	藤	徳	治
教育長	福	岡	憲	助
技 監	宇	野	文	章
企画部長	稗	田	康	晴
総務部長	Щ	П	謙	次
総務部参事(財務担当部長)	脇	本		篤
市民生活部長	北	Ш	加漳	津美
福祉部長	寺	本	慎	児
こども・健康部長	Ξ	井	幸	裕
都市建設部長	辻		正	彦
都市建設部参事(都市計画・開発事業担当部長)	Щ	城		勝
上下水道部長	古	田	晴	人
市立芦屋病院事務局長	阪	元	靖	司
消防長	吉	岡	幸	弘
教育委員会管理部長	岸	田		太
教育委員会学校教育部長	北	尾	文	孝
教育委員会社会教育部長	ЛІ	原	智	夏

6 芦屋市障害福祉計画推進本部幹事会委員名簿

所属		氏	名
【委員長】福祉部長	寺	本	慎 児
【副委員長】福祉部社会福祉課長	小	Ш	智瑞子
企画部主幹 (総合政策担当課長)	中	西	勉
企画部市民参画課長	Ш	田	弥 生
総務部財政課長	岡	﨑	哲 也
市民生活部人権推進課長	Ħ	中	尚美
市民生活部地域経済振興課長	船	曳	純子
市民生活部保険課長	越	智	恭宏
福祉部地域福祉課長	細	井	洋海
福祉部福祉センター長	岡	田	きよみ
福祉部高齢介護課長	篠	原	隆志
福祉部主幹(福祉公社担当課長)	中	山	裕雅
福祉部主幹(社会福祉協議会担当課長)	鳥	越	雅也
こども・健康部子育て推進課長	伊	藤	浩 一
こども・健康部主幹 (こども担当課長)	廣	瀬	香
こども・健康部健康課長	近	田	真
都市建設部道路課長	宮	本	博 嗣
都市建設部防災安全課長	石	濱	晃生
都市建設部都市計画課長	白	井	宏和
都市建設部住宅課長	⊞	嶋	修
市立芦屋病院事務局総務課長	北	條	晋
消防本部総務課長	小	島	亮 一
教育委員会管理部管理課長	Щ	Ш	範
教育委員会学校教育部学校教育課長	荒	谷	芳 生
教育委員会社会教育部生涯学習課長	茶	嶋	奈 美

7 芦屋市社会福祉審議会委員名簿

平成29年 月 日現在

区分	氏名	所属・役職名等
	中田智恵海	特定非営利法人 ひょうごセルフヘルプ支援センタ 一代表
	佐々木 勝 一	京都光華女子大学 教授
学識経験者	都 村 尚 子	関西福祉科学大学 教授
	小野セレスタ摩耶	滋慶医療科学大学院大学 准教授
	河盛重造	芦屋市医師会 副会長
市議会議員	畑中俊彦	芦屋市議会 議長
, 们	平 野 貞 雄	芦屋市議会 民生文教常任委員会 委員長
	加納多惠子	芦屋市社会福祉協議会 会長
社会福祉団体等の代表	田中航次	芦屋市民生児童委員協議会 副会長
	大島三郎	芦屋市老人クラブ連合会 会長
市職員	佐藤徳治	芦屋市副市長

敬称略 ◎委員長 ○副委員長

芦屋市第5期障害福祉計画

発行年月:平成30年3月

発 行: 芦屋市

編 集: 芦屋市福祉部障害福祉課

〒659 - 8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL: (0797) 38 - 2043 FAX: (0797) 38 - 2178 ホームページ http://www.city.ashiya.lg.jp/